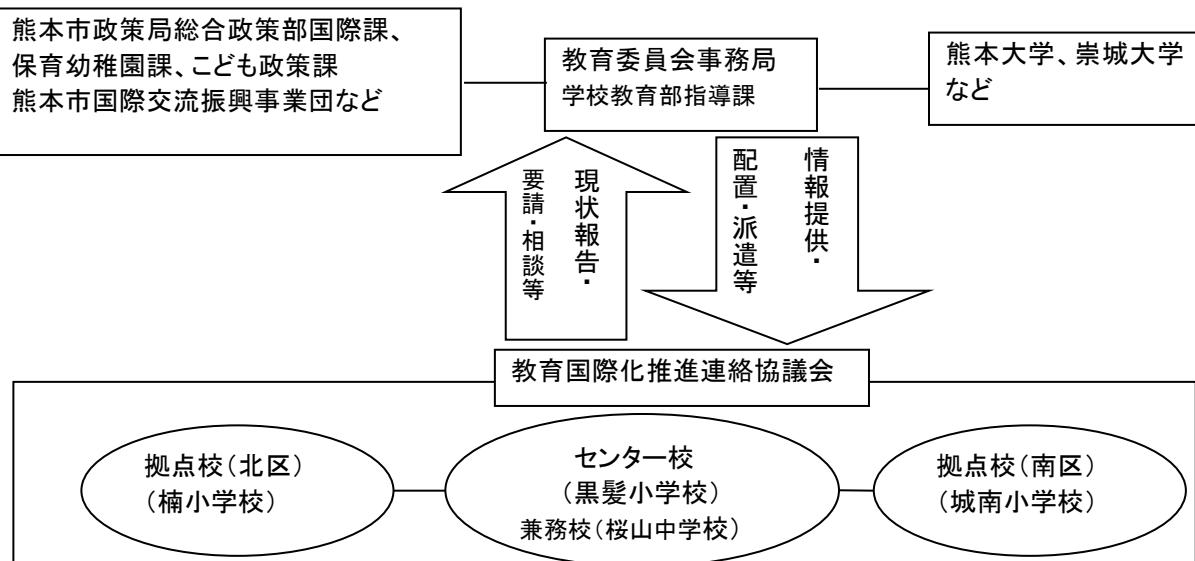


令和6年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【熊本市】

令和6年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



教育国際化推進連絡協議会組織 【構成員】

- ・会長(黒髪小学校長)
- ・副会長(楠小・城南小・桜山中学校長)
- ・日本語指導担当教員(9名)
- ・日本語指導協力員(15名)
- ・日本語指導支援員(5名)
- ・崇城大学総合教育センター教授(学識経験者)(1名)
- ・指導課担当(2名)

2. 具体的取組内容

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・教育国際化推進連絡協議会

○教育国際化推進連絡協議会

(人員) センター校・拠点校日本語指導担当教員(9人)、日本語指導協力員(15人)、
日本語指導支援員(5人)、大学(学識経験者1人)、教育委員会担当者(2人)

(実施回数) 年間4回(4月、8月、1月、3月)：現状と課題の整理、支援体制の整備等について協議

(目的) 帰国・外国人児童生徒等の一人一人のニーズに応じた日本語指導等をより効果的にするために、
教育国際化推進連絡協議会を設置する。

(内容・行事等)

- ・定例会(毎月)：支援状況報告と課題についての協議
- ・4月：本年度の指導について情報共有、研修
- ・5月：日本語指導開校式
- ・7月：担任との連絡会、研修
- ・2月：閉講式・発表会

(2) 学校における指導体制の構築

① 日本語指導の拠点校を現在の3校で運用。

中央区の拠点校をセンター校とし、北区と南区の小学校1校ずつの拠点校と併せて、職員派遣の拠点とした。令和7年度以降は、令和6年度の状況をみて、全市的な指導体制の充実を図る。

②指導が必要な児童生徒への指導を行う。

- ・日本語指導協力員：総数15名で、週4日以内、1回4時間以内で派遣
- ・日本語指導支援員：編入初期の2週間を目安に常に寄り添い、学校生活に慣れるよう支援
- ・学校通訳有償ボランティアの募集：登録制。母語通訳等の支援
- ・ボランティアでは貰えない希少言語の希望があった場合、人材派遣会社等へ通訳を依頼する体制をとっていたが、実績はなかった。

※教員配置イメージ(案):R6→定数4+教員加配5 R7→定数7+教員加配3 R8→定数7+教員加配3

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・毎月開催する教育国際化推進連絡協議会の定例会で、「特別の教育課程」の実施状況と課題を共有し、協議することで指導の改善を図った。
- ・各学校での日頃の「特別の教育課程」による日本語指導の内容や児童生徒の学習状況を、口頭や連絡ノート、Teams等で学級担任に伝えることで、対象児童の日本語彙量や在籍学級での学習意欲の向上につながった。
- ・「特別の教育課程」を編成し、実施するための定例会や外部講師による研修(9月、1月)の実施。
- ・年に2回「指導の記録」を在籍校へ送付し、「特別の教育課程」による日本語指導の成果などを学校側に情報提供する。

(4)成果の普及

- ・帰国・外国人児童生徒等を中心に据えた国際教育の研究実践と実践成果の普及に努めた。
- ・センター校や拠点校のHP等に日本語指導の様子や受け入れ体制を掲載し、国際理解の糸口とした。
- ・センター校・拠点校をはじめ、それぞれの在籍校での校内研修における啓発。
- ・「帰国外国人児童生徒の受入のための冊子」の作成と配布。
- ・他県市町村からの視察対応。

(5)学力保障・進路指導【重点実施項目】

- ・「日本語指導開校式、閉校式・発表会」を実施した。
- ・日本語指導協力員の増員により、児童生徒の実態に応じた日本語指導、学習指導に取り組んだ。
- ・「夏休み日本語教室」を実施し、高校受験に備えた指導を実施した。

(7) ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

- ・タブレットの翻訳機能を活用し、児童生徒、保護者とコミュニケーションを図ることがきた。
- ・日本語の習得や教科の学習でデジタル教材を活用した。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

①日本語指導ができる「日本語指導協力員」の派遣

- ・総数15人で、週4日以内、1日4時間以内、派遣により日本語指導を行った。

②編入早期に児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・総数5人で、拠点校に配置した4名が編入学等の早期に、学校生活への適応を支援した。
各学校の申請により派遣する(編入学後、2週間程度)。

③編入手続きやその他学校生活におけるボランティアの派遣

- ・編入学時の説明、個人面談、入学説明会等の各種説明会などで、保護者等への通訳を行った。
- ・対面及びオンラインにて、各学校の要請に応じて派遣(1回2時間以内)。

対応言語:英語、中国語、ベトナム語など (登録制で13人)

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営(必須実施項目)

- ・教育委員会、学校関係者が連携・協力した支援体制が構築できた。
- ・各拠点内の実践を交流することで、地域全体の指導・支援の質が向上した。
- ・学識経験者による研修を実施したことで、家庭環境を含めた児童生徒の教育環境の整備の必要性を認

識でき、指導に生かすことができた。

- ・センター校・拠点校の3校体制となったことで、各拠点を中心とした体制や指導の充実を図ることができたが、全体行事の運営分担等において、それぞれの役割分担を明確にし、連絡調整を密にしていく。

(2) 学校における指導体制の構築（必須実施項目）

- ・センター校と拠点校を中心に市内全域の指導・支援体制の構築を一層促進できた。
- ・少数在籍校においても派遣指導が可能になり、外国籍児童生徒の増加に伴う日本語指導の急激なニーズにも対応できた。
- ・各学校の要請に迅速に対応する体制を整備することで、質の高い教育環境を整備することができている。
- ・児童生徒の増加に伴い、質の高い日本語指導を維持するための指導者の研修体制を一層充実させる。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施（必須実施項目）

- ・「特別の教育課程」実施について、日本語指導担当教員、担任、日本語指導協力員及び日本語指導支援員の役割を明確にした個別の指導計画の在り方について再確認することができた。
- ・個別の指導計画の計画・実施・見直しにより、対象児童生徒の日本語能力や在籍学級での学習意欲の向上につなげることができるようになった。
- ・「特別の教育課程」による日本語指導の実施のためのカリキュラムマネジメントについて、指導者と学級担任の役割を意識した個別の指導計画を立案する。
- ・個別の指導計画を意識した指導とともに、実施と見直しのサイクル化を図ることで、対象児童生徒の日本語力と在籍学級での学習参加意欲の更なる向上が期待できる。
- ・個別の指導計画を定期的に見直すことで、児童生徒の実態を指導に反映する。

(4) 成果の普及（必須実施項目）

- ・様々な支援により、各学校の教職員が安心して指導できる体制づくりができた。
- ・各学校に対する情報発信により、日本語指導を必要とする児童生徒・保護者等に安心して生活できる環境作りをしていることを知らせることができた。
- ・各学校、市民や連携している団体において、本市の日本語指導についての理解につながる一歩となった。
- ・市民に広く周知し、日本語指導についての更なる理解促進及び教育環境の整備につなげる。
- ・地域の関係者で成果と課題を共有し、次年度への取り組みに活かす。

(5) 学力保障・進路指導【重点実施項目】

- ・指導者が日本語指導の必要な児童生徒にじっくりと寄り添った指導をすることにより、意欲的に学んだり、質問したりして学力を付け、発表会でも堂々と意見発表できた。
- ・児童生徒のよき理解者になることで、安心して自分を出し、身近な大人から日本の文化を学ぶことができた。
- ・児童生徒の実態に応じたキャリア教育、進路指導をすることができた。
- ・中学校を中心としたネットワークにより、キャリア教育、進路指導を充実させる。

(7) ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

- ・タブレットの翻訳機能を活用することにより、様々な言語を母語とする児童生徒、保護者に対応でき、スムーズなコミュニケーションにつながった。
- ・デジタル教材を活用することで、日本語の習得はもちろん、国語や英語など教科学習の予習や復習ができ、教科につながる日本語指導の充実を図ることができた。
- ・指導者と担任との連絡にもタブレットを活用することで、細やかな情報共有が可能になり、指導に生かすことができた。
- ・多様な言語を母語とする児童生徒、保護者に対応できるよう、タブレットの翻訳機能やオンライン通訳の活用について更に周知を図る。
- ・一人ひとりの実態に合ったデジタル教材の活用の充実へ向けて、更に研修を深める必要がある。
- ・日本語指導担当と担任との連携を深め、より効果的なタブレット等の活用を図ることで、日本語学習や教科学習の充実につなげる。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・児童生徒にとって、日本での生活習慣への抵抗が薄れ、早い時期に学校生活に慣れることができた。
- ・保護者等への説明が必要な場合に、通訳を介することで、保護者等の学校への理解とともに日本文化への理解が深まった。
- ・編入学の早期に児童生徒の学校生活に寄り添う体制の更なる充実を図り、児童生徒の不安や学級担任の負担を軽減したりする必要がある。
- ・保護者等への説明が必要な場合に、迅速に通訳の活用ができる体制を整備することで、保護者等の学校教育への理解とともに日本の教育及び文化への理解を深める。

本事業で対応した幼児・児童 生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
	1人 (1園)	52人 (29校)	19人 (12校)	人 (校)	0人 (0校)	人 (校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		52人 (29校)	19人 (12校)	人 (校)	0人 (0校)	人 (校)	0人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・現在の体制において、東区に指導が必要な児童生徒が増えたことにより、拠点校からの移動時間がかかることが判明したため、東区に1か所拠点校の拡充を図る。
- ・小学校を拠点とする体制としたため、小学校と中学校の異校種間の連携について、さらに連続した円滑な運営体制を構築する必要がある。
- ・一人ひとりの実態に応じた指導ができるよう、人員の拡充や研修の充実を図る。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになつても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。